

<< 作業環境に関する実態調査のお願い >>

拝啓 初夏の候、貴社ますますご清祥の事とお慶び申し上げます。

さてこの度 特定化学物質障害予防規制等が改正され
平成26年1月1日より健康障害防止措置(作業環境測定)が義務付けとなりました。
※労働安全衛生法第65条違反 6ヶ月以下の懲役又は50万以下の罰金

組合として作業環境測定実施の支援を進めていくにあたり、現状の実態調査をさせて頂きたく
アンケートを送付しますので、7月31日までにFAXにて、ご回答頂きます様、宜しくお願ひ致します。
敬具

①現在の塗装ブースについてお聞かせ下さい

プッシュプル型(基) カーテンブース(基) その他(基)

②作業環境測定を実施していますか？

継続的に実施している 過去実施した事がある 実施した事がない

上記②で「継続的に実施している」または「過去実施した事がある」で回答された方へ
環境測定事業者名(太平洋コンサルタント等)および費用をお聞かせ下さい

事業社名()

測定費用(円)

③有機溶剤作業主任者(技能講習修了者)を選任していますか？

はい いいえ(理由)

④その他ご質問等

[]

～ ご協力ありがとうございました。～

返信FAX番号(事務局)

083-901-0128